

Title	他都市における同職組合 : 在ボローニャ・フィレンツェ商人組合格約
Author(s)	森, 新太
Citation	パブリック・ヒストリー. 2012, 9, p. 29-36
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66501
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

他都市における同職組合

在ボローニャ・フィレンツェ商人組合規約

森 新太

はじめに

職業的絆をもとにした都市民の団体 *societas populi*、同職組合 *societas artium* といったものは、中世後期の西欧における都市にとって、無視することのできない存在である。特に13世紀以降のイタリア都市では、都市民たちが権力闘争のなかで、権力の基盤として組合を結成し、資金力の高い商人層を中心に政治活動へと進出する例が数多くみられる。そうした組合は、職業をもとにした団体であるために、あつかう物品の供給の担い手数、量、価格などを管理し、市場を独占することで自分たちの利益を守るための装置としての役割も担っていた。

しかし本稿でとりあげる、「在ボローニャ・フィレンツェ商人組合 *Societas Mercatorum Florentinorum Bononie Comorantium*」とは、その名が示す通り、13世紀のボローニャにおいてフィレンツェ出自の商人たちが設立した同職組合である。上述のような都市民による自都市での同職組合とは、構成員が当地における市民権を有していない点において異なる性質をもつものである。フィレンツェ商人はボローニャの都市政治に参加することはなく、またその利益はボローニャ商人が自都市市場において守ろうとするものと一致しないと考えられよう。フィレンツェ商人が自分の都市ではない、他の都市において同職組合をつくった商業史上の意義が問われるべきであり、ボローニャ側からみれば、他の都市の職業集団が自都市に進出し、その組合をおいたことになる。こうした、商人による他都市における団体の設立の例は、13、14世紀からみられる。それらの団体は、商館 *fondaco* を中心とする居留地、代表 *consul*、独自の規約をもっており、自都市から遠く離れて活動する商人たちのよりどころとして、また自都市と

(1) こうした同職組合を中心とした、都市内での権力闘争とその趨勢について、代表例としてあげられるのはフィレンツェである。齋藤寛海『中世後期イタリアの商業と社会』、知泉書館、2002年、第3部第1章。しかしながら、昨今では同職組合に限らない民衆組織の存在も注目されており、また、各都市の都市内権力のありようと変遷も考察され、比較、相対化が進んでいる。高田京比子「中世イタリアにおける支配の変遷——二〇〇四年におけるひとつの到達点の紹介」『神戸大学文学部紀要』第35号、2008年、51-88頁。

当地とのあいだの交渉を担う存在として存在していた⁽²⁾。しかしながら、こうした団体が設立されたのは、往来が容易でないために長期間滞在する必要性があった、まさに遠隔地である。後述するが、フィレンツェ＝ボローニャの両都市は近接した位置関係にあった。そのような近隣都市におかれたこの同職組合が、都市間関係のあり方をどのように反映していたのか、という点も考察の視座に入れておく必要がある。

この組合の存在は、19世紀末に刊行された規約によって確認されている⁽³⁾。しかし、規約を刊行したガウデンツィによれば、その存在をつたえる現存史料は、その規約がほぼすべてであり、わずかに同時期のボローニャの現地商人組合規約のなかに関連する規定をみてとれるくらいである⁽⁴⁾。ゆえに、その設立年代やいつまで存続していたのかも明らかとされていない。こうした史料状況から、現在にいたるまで、ボローニャ史研究においてその存在に言及されることはあっても、史料の内容やそこからの考察といった点ではほとんど研究対象となつてこなかった⁽⁵⁾。確かに設立の過程や背景を論じるのは難しいが、本来自都市における活動のよりどころとしての機能をもつ同職組合を、他の都市に設立している例として、また、他都市に出自をもつものによってそうした組合の進出を許す例として、めずらしい存在であることは間違いない。本稿では、その規約を紹介し、そこからよみとれるこの組合の性格に対して、若干の考察を加えたい。

史料の内容の考察にうつる前に、この組合の設立の背景を確認しておきたい。まず、フィレンツェとボローニャの両都市の、緊密な関係が挙げられるだろう。その地理的配置から、フィレンツェからの商品をロンバルディア、北イタリア方面に運ぼうとすれば、最初の係留地はボローニャとなった。13世紀中期にはボローニャ＝フィレンツェ間の輸送にあたるフィレンツェ人運送業者組合が存在している。ボローニャにフィレンツェ人商人、特に毛織物を扱う商人が頻繁に滞在していることは自然なことであった。また当時、ボローニャの商人と両替商は遠隔地商業から、同都市の人口的・経済的強みであった大学が形成する都市内市場と、地理的要因

(2) 例えば、13世紀から金融・商業の中心地となったフランドル地方のブリュージュ（ブルッヘ）には、フィレンツェ商人のみならず、ルッカ、ジェノヴァ、ヴェネツィア、ミラノといったイタリア各都市の商人たちの同郷団 *natio* が存在していた。De Roover, Raymond, *Money, Banking and Credit in Medieval Bruges: Italian Merchant-Bankers, Lombards, and Money-Changers, A Study in the Origins of Banking*, The Medieval Academy of America, 1948, esp. chp. II, pp. 9-28.

(3) Gaudenzi, Augusto, “Statuti dei Mercanti Fiorentini Dimoranti in Bologna; degli anni 1279-1289”, in *Archivio Storico Italiano*, Serie V, Tomo I, 1888, pp. 1-19.

(4) Gaudenzi, *Statuti delle società del popolo di Bologna, vol. II: Società delle Arti*, FISI, n. 4, Roma, 1986, p. 156. ここでは、ボローニャ商人組合とフィレンツェ商人組合の構成員は、それぞれ互いの代表者の指示に従うことが、1272年に規定されている。また、ピーニはこの規定から、ボローニャ商人組合はフィレンツェ商人組合との統合を狙っていた、と考察している。Pini, Antonio Ivan, “L'arte del cambio a Bologna nel XIII secolo”, in *L'Archiginnasio*, 57, 1962, pp. 61-62.

(5) 次にあげる例は、組合、あるいは Gaudenzi の史料に言及しているが、ボローニャとフィレンツェ、あるいはトスカナ地方との関係を示すなかで、簡単にその存在にふれているだけである。Greci, Roberto, “Una fonte per la storia del commercio medievale: la tariffa daziaria del 1351”, in *Mercanti, politica e cultura nella società bolognese del basso medioevo*, Bologna, 2004, p. 55; Wray, Shona Kelly, *Communities and crisis: Bologna during the Black Death*, Leiden, Brill Academic Pub., 2009, p. 79.

をいかした中継市場という、ローカルな場にその活動をうつしていた。国際取引市場の担い手として、フィレンツェ商人が進出したと考えることもできる。しかも、ボローニャの商業は13世紀を通じ、他の都市に大学が設立され、その大学都市としての占有的立場が弱まり、そこからの利益が減じたことにより衰退途上にあつたといわれている。現存する規約が書かれた13世紀後期のボローニャ商人層は、他の都市、特に発展著しいフィレンツェ商人の進出を阻むことが出来ないほど、弱体化していた。一方で、都市内には精力的に遠隔地交易に従事する他の都市の商人たちが存在していたのである。こうした13世紀後半のボローニャがおかれた商業状況は、今回あつかう組合の存在と無関係ではなからうと思われる。

史料

本稿においてとりあげる史料は、上述のように1888年にガウデンツィ Gaudenzi によって刊行されたものである。ガウデンツィによれば、現存する史料はボローニャの文書館において、ボローニャ商人組合規約と一緒に保存されていたのを発見された。8枚の羊皮紙からなる、35.4cm×24.9cmの大きさの帳面の形をなしており、そのうちページ内の筆記領域は27.5cm×19.0cmを占めている。筆記は1列39行でなされ、斜体が用いられており、各項目や段落の始めにのみ大文字が使われている⁽⁶⁾。また、その内容は「在ボローニャ・フィレンツェ商人組合の規約および規定。Statuta et Ordinamenta Societatis Mercatorum Florentinorum Bononie Comorantium.」という大見出しから始まり、序言と結びをくわえて全47項目で構成され、その冒頭には1279年という年号が述べられている。

〔序言〕

「われらをまさにその血によってあがないし、イエス・ Kristus、その御名において。

ボローニャに滞在するフィレンツェ市および領内の商人たちの組合の規約および規定は、主の年1279年、第7インディクティオにおいて着手され、また主とその母マリア、使徒聖ペトロと聖パウロ、洗礼者聖ヨハネの誉れにおいて、およびボローニャ市のすべての政体、市民の誉れと善性において [...] 作成され、確かな作業によって書き記されている。⁽⁷⁾ (□内は筆者による。以下同様。)

一方で、末尾の9項目に1286年から89年にかけての年号および日付が記されており、結び

(6) “Statuti dei Mercanti Fiorentini”, p. 4

(7) Ibid., p. 5: «In illius nomine Yesu Christi qui suo precioso sanguine nos redemit.

Statuta et ordinamenta societatis mercatorum civitatis et comitatus Florentie Bononie comorancium, incepta sub anno domini millesimo ducesimo septuagesimo nono, indicione septima, et facta ad honorem dei et beate Marie matris eius et beatorum apostolorum Petri et Pauli et Sancti Johannis Baptiste et ad honorem et bonum statum tocius communis et populi civitatis Bononie[...], fideli operatione notantur.»

において記されている年月日は 1289 年のものである。

〔結び〕

「主の年 1289 年、第 2 インディクティオ、1 月 9 日に、上記のすべての規約が、ボローニャ市の聖バルトロメウス・ポルタ・ラヴェンナータ教会の食堂にて、通常のように集まった上述の〔在ボローニャ・フィレンツェ商人〕組合の全体において、読まれ、承認された [...]。

皇帝の権威による公証人であり、上述の〔在ボローニャ・フィレンツェ商人〕組合の書記官である私、ヤコブス・ヤコビーニが上記の規約を上述の〔1289 年 1 月 9 日の〕集会にて読み上げ、上記の〔同集会における〕承認を書き記した。⁽⁸⁾」

ここから実際に現存する史料は 1289 年に、ヤコブス・ヤコビーニなる公証人の手により、既存の規約を筆写した上で新しい項目を追加し、編纂されたものであることがわかる。ガウデンツィは、当時のカピターノ・デル・ポーポロが、ボローニャ市民の組合に対して規約や構成員の状況を提出するよう命じたのをうけ、組合書記官であったヤコブスが準備したものではないか、と推測している。しかし、その提出命令がフィレンツェ商人組合にも義務付けられていたかどうかについては、定かではない。⁽⁹⁾

以下、紙幅の関係から抜粋とはなるが、実際に史料の内容を検討する。序言につづく第 1 から第 6 項目では、組合の役職について、その選出と俸禄が定められており、また組合構成員が代表に対して忠誠を示すように規定されている。組合役職の内訳は、コンスル、すなわち代表者が 2 名、出納長 1 名、相談役 4 名、書記官 1 名、伝令役 1 名となっており、それぞれ在任期間は 1 年間で定められている。続く第 7 項目では、組合の名簿に関する規定が述べられる。

組合の名簿について：

「われわれは以下の様に規定し、定める。すなわち現職の代表者は、組合の出費により、組合のすべての人々の名、家名が記された 1 つの組合名簿を作成しなければならない。⁽¹⁰⁾」

これは、ボローニャ市民の組合が同都市政府から作成と提出を義務付けられていた組合員名簿と同様のものを、フィレンツェ商人組合も作成していたことを示している。残念ながらこの名簿の存在が確認されていないため、組合構成員の数やその名前を実際に知ることはできない。

(8) Ibid., p. 19: «Lecta et approbata fuerunt Omnia suprascripta statuta in corpore dicte societatis in reffectorio ecclesie sancti Bartolomei porte ravennatis civitatis Bononie more solito congregata sub anno domini millesimo ducentesimo octuagesimo nono, inditione secunda, die nono intrante Ianuario[...].

Ego Iacobus Iacobini notarius imperiali auctoritate et nunc dicte societatis notarius dicta statuta in dicta congregatione legi et dictam approbationem scripsi.»

(9) Ibid., pp. 4-5.

(10) Ibid., p. 7: rubr. *De matricula societatis facienda*. «Statuimus et ordinamus quod consules presentes expensis societatis fieri faciant unam matriculam societatis, in qua scripta sint omnia nomina et prenomina hominum societatis.»

しかし、代表者をはじめとする役職がしっかりと据えられており、ボローニャにおける組合にならって名簿を作成することでその構成を把握、管理するなど、組織の体裁が整えられていることは、以上の項目からうかがい知ることができよう。

第8項目では、ボローニャを訪れるフィレンツェ商人に対する組合への加入義務が述べられている。

代表者はボローニャ市に商売を訪れる全ての商人を組合に宣誓・加盟させること：

「われわれは以下の様に規定し、定める。すなわち代表者は、ボローニャ市にやって来るすべてのフィレンツェ市民たる商人ひとりひとり、親方と14歳以上の徒弟を〔…〕、その到着から15日以内に当組合に宣誓させ、加盟させること。もし、その内のある者が、組合への宣誓と加盟を侮り、拒否するなら、代表者はこれを文書にてフィレンツェ市のポデスタ、カピターノ、商人〔組合〕代表者、およびピサ市の代表者に届け出ること〔…〕。」⁽¹¹⁾

以下、代表者はそうした加入を拒否する者の身分を失効させ、組合構成員との商取引を停止すべきことが規定されている。ここで注目すべき点は、ほかの組合構成員による同意や加入金に関する規定がみられないことである。同時期のボローニャ商人組合の規約と比較して、その加入が比較的容易であったということであろう。また、文書での連絡先として名があがっていることから、フィレンツェ市の商人組合との関係もみてとれる。これらから推察するに、ボローニャを訪れるフィレンツェ商人は、必然的にフィレンツェ市の商人組合にも加入している可能性が高く、それによる身分保障がなされていたのではないかと考えられる。すなわち、在ボローニャ・フィレンツェ商人組合は、フィレンツェ市の商人組合のボローニャ支部のような役割を果たしていた、とも考えることができる。

また、第10項目においては、同組合が、信仰団体の性格をもっていたことが示唆されている。

聖バルトロメウス・ポルタ・ラベンナータ教会にてなされる会合について：

「われわれは以下のことを規定し、定める。すなわち、ボローニャ市にいるすべての、個々の組合員は、毎月第1日曜日に聖バルトロメオ・ポルタ・ラベンニャータ教会におもむき、そこにいなければならない。また、組合の代表者及び出納長は、主、聖処女マリア、洗礼者ヨハネとすべての聖人の誉れにおいて、洗礼者聖ヨハネの祝日において、そこでミサを

(11) Ibid., pp. 7-8: rubr. *Quod consules faciant iurare et intrare societatem omnes mercatores qui ad civitatem Bononie venerint mercaturi*. «Statuimus et ordinamus quod consules faciant iurare et intrare hanc societatem omnes et singulos mercatores civitatis et comitatus Florentie qui venerint ad civitatem Bononie, magistros et etiam discipulos a quatuordecim annis supra〔…〕, infra quindecim dies post eorum adventum. Quod si aliquis eorum iurare et intrare societatem contempserit et noluerit, teneantur et debeant consules hoc in scriptis denunciare dominis potestati, capitano et consulibus merchatorum civitatis Florentie et etiam consulibus civitatis Pisarum〔…〕.»

(12) ボローニャの商人組合規約では、新規に加入を希望するものは組合構成員の大部分の賛成と許可、そして40ソルディの加入金が必要であった。Gaudenzi, *Società delle Arti*, p. 115.

捧げること〔...〕⁽¹³⁾。

こうした教会における会合やミサ、祝祭についての規定は、聖バルトロメウスの祝祭に関する第 11 項目、各聖人の祝日に関する第 16 項目、洗礼者聖ヨハネの祝祭に関する第 35 項目などにみられる⁽¹⁴⁾。これらのほぼすべての項目では、洗礼者聖ヨハネの名があげられている。同聖人はフィレンツェの守護聖人であるが、一方で、ボローニャの守護聖人である聖ペトロニウスの名は、これらの項目では挙げられていない。ここから、この組合の構成員たちの、ボローニャに同化する、あるいはボローニャ市民となるのではなく、あくまでもフィレンツェ市民であろうとした、という姿勢が読み取れる。

第 18 項目においては、組合構成員が死亡した場合についての規定がなされている。

すべての組合員が死せる肉体のもとへ行くこと：

「われわれは以下の様に規定し、定める。すなわち、もし当組合のある者がボローニャ市において死亡した場合、すべての、個々の組合員はわれらの代表者のひとりと共に死者の肉体のもとへと急ぎ行かねばならない。またその後、代表者の許可なく離れてはいけな⁽¹⁵⁾い。」

構成員の死に際し、組合が代表者のもとでまとまって対処していたことがわかる。また、これに続く第 19 項目では、何らかの妨害を受けた構成員に対し、他の構成員が助言や援助を与えるよう規定されている。これらの規定から、この組合が、フィレンツェ商人がボローニャ市において面した不幸や困難に対し、互いに協力しあう互助団体としての性格も備えていたことがよみとれよう。

最後にフィレンツェ商人がボローニャ市においてあついていた商品とその販売に関する規定として、第 26 項目を引用する。

支払うべき特別〔の商品〕の仲介料について：

「われわれは以下の様に規定し、定める。すなわち、このように特別な仲介料が支払われる：コシヨウ 1 チェンテナリウム〔重量単位〕につき、売り手から 6 デナリウス；

(13) “Statuti dei Mercanti Fiorentini”, p. 8: rubr. *De congregatione apud ecclesiam sancti Bartolomei porte Ravennatis facienda*. «Statimus et ordinamus quod omnes et singuli homines societatis qui fuerint in civitate Bononie prima die dominica cuiuslibet mensis venire et esse debeant apud ecclesiam sancti Bartolomei porte Ravennatis: et quod consules et camerarius societatis ad honorem Dei, beate Marie virginis et sancti Iohannis Baptiste et omnium sanctorum, faciant ibi cantare missam pertinentem festo beati Iohannis Baptiste[...]»

(14) Ibid., pp. 8-9: rubr. *De oblatione facienda ad festum sancti Bartholomei*; p. 10: rubr. *De diebus festivis cellebrandis*; p. 15: *Quomodo et qualiter fieri debeant festum beati Iohannis Baptiste*.

(15) Ibid., pp. 10-II: rubr. *Quod homines societatis vadant ad corpora defunctorum*. «Statimus et ordinamus quod siquis de hac societate decesserit in civitate Bononie, quod omnes et singuli homines societatis una cum nostris consulibus vadant et ire debeant ad corpus ipsius defuncti, et quod nemo deinde se debeat separare absque licentia consulum.»

サフラン1リブラにつき、買い手から半デナリウス、売り手から半デナリウス；
蠟1チェンテナリウムにつき売り手から6デナリウス；
粉砂糖1チェンテナリウムにつき、どのような品質であろうとも、売り手から6デナリウス；
〔角砂糖、もしくは塊としての〕砂糖1チェンテナリウムにつき、売り手から8デナリウス；
綿1梱、すなわち2.5リブラにつき、売り手から12デナリウス。⁽¹⁶⁾

この項目では、商品とその販売量ごとの仲介料が規定されている。同じく第25項目ではフィレンツェ商人の主たる商品であった毛織物について、同様の規定がなされているが、これらはポローニャ市における商品販売に関する規定を補うものと推測できる。第24項目において、組規約は構成員に対し、織物の1片もしくは1ブラッチャ単位での販売をのぞき、ポローニャ商人へ一括での請負販売を禁じている。ピーニによれば、これはフィレンツェ商人たちが設定する商品の仕入れ値と利益率が知れてしまい、広まることを禁じたものであり、上記の仲介料はその規定の違反に対する対処策として設定されたものだ、とされる。⁽¹⁷⁾ いずれにせよ、この組合があくまでフィレンツェ商人側の利を考慮に入れていた、ということは明らかである。

おわりに

以上、在ポローニャ・フィレンツェ商人組合の規約の内容を紹介したが、そこには加入に関する規定、宗教的行事の規定、互助組織としての規定、商品とその販売に関する規定という、一般的に想定されうる同職組合がもつ性格が備わっていることが分かる。おそらくは、加入に関する規定でみたように、ポローニャに短期的に滞在するフィレンツェ商人が、滞在中の助力をもとめて一時的に加入することを目的とした団体であったのだろう、と考えられる。

しかしながら、宗教的行事に関する規定にあらわれる守護聖人の名から、あくまでもこの組合の構成員のアイデンティティは「フィレンツェ市民」であることが示唆される。ポローニャ市において、特定の教会を集会の拠点と設定し、広場で日常的に商取引に従事していても、かれらはあくまでも同都市内において「他者」であったといえる。この点は、フィレンツェをふくむトスカナ出身の移住者たちが、ポローニャにおいて「ポローニャ市民」としての組合を⁽¹⁸⁾結成していた（同時に都市政府や都市での政治活動への参加が認められていた）ことと非常に

(16) Ibid., p. 13: rubr. De sensaria speciarie solvenda: «Statimus et ordinamus quod sensaria speciare solvantur hoc modo, silicet: De centenario piperis sex den. a venditore; De libra çaffarani medius den. ab emptore et medius a venditore; De centenario cere sex den. a venditore; De centenario pulveris çucchari cuiuscumque conditionis existat sex den. a venditore; De centenario çucchari octo den. a venditore; De balla bambacis, silicet ij e l lib. duodecim den. a venditore.» この項目における sensaria, speciarie という語は、おそらく正しくは sensalia, specialie である。

(17) Pini, “Nazioni mercantili, “societates” regionali e “nationes” studentesche a Bologna nel Duecento”, in *Comunità forestiere e “nationes” nell’ Europa dei secoli XIII-XVI*, a cura di Giovanna Petti Baldi, Napoli, 2001, p. 33.

(18) この組合は Società dei Toschi という名であり、同職組合（アルテ）ではなく、居住区域をもとにした都市市民の軍事組合（アルメ arme）とよばれる組合の1つである。13世紀のポローニャの特色であるアルテとアルメによる権力構造については、以下を参照されたい。齋藤、前掲書、第3部第3章。

対称的である。

フィレンツェ商人が、「他者」として他の都市で活動するための組合をもっていたことは、当時のフィレンツェ商業の著しい成長の証左であろう。ボローニャ以外の近隣都市にも同様に進出していたのか、あるいはボローニャとの特別な友好関係によるものなのか。それを検討するためには、フィレンツェと近隣都市との関係に注目し、都市間条約などの考察が必要となる。また、このことは裏をかえせば、ボローニャ商人にとって、自都市に他の都市からの同じ職業による組合が存在することを許す、という状況となる。上述のように、13世紀後半をとおして衰退の一途をたどった、とされるボローニャ商業を背景に、他都市商人の進出をはばめなかったと考えることができる。あるいは、両都市の緊密な関係から、友好的に迎え入れたのかもしれない。

こうした両者のどちらの視点から考察するかにより、在ボローニャ・フィレンツェ商人組合という団体のもつ意味はかわってくるだろう。また、この組合を、遠隔地で設立された商人団体と比較し、その共通点あるいは相違点を探ることで、フィレンツェ商人の近隣都市への進出のありようが明らかになるとも考えられる。惜しむらくは関連する史料が乏しく、組合の成立過程や規模といった実態を考察していくことは非常に困難であると考えられる。しかし、比較的ほかに例をみない存在をつたえ、完全なかたちで現存しているこの組合規約は、やはり興味深い史料である。本格的な検討は他日を期し、その内容にふれたことでひとまずは本稿を締めたい。